

証券コード 8218

平成23年6月6日

株 主 各 位

新潟市南区清水4501番地1

株式会社 コメリ

代表取締役 長 捧 雄 一 郎
社 長

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月23日午後6時までに到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成23年6月24日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 新潟市南区清水4501番地1
当社本店大会議室（4階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第50期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役8名選任の件
- 第4号議案** 監査役4名選任の件
- 第5号議案** 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件
- 第6号議案** 当社株式大量取得行為への対応策（買収防衛策）承認の件

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.komeri.bit.or.jp>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、年央から輸出産業を中心に回復基調にありましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、先行きの不透明感が一気に広がりました。また、流通小売業界につきましても、天候不順やデフレ環境における売上高の伸び悩み、更に業種・業態の垣根を越えた競争が激しくなる等、経営環境は厳しいものとなりました。

#### 【ホームセンター事業】

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度の業績は、建築市場に回復の兆しが見え始めたことにより、建築資材を中心に売上高は、堅調に推移いたしました。また、商品開発につきましても、マーチャンダイジングに注力することで商品値入率の改善及びPB商品の販売を拡大いたしました。

更に、既存店は、ホームセンター（以下、HC）を4店舗、ハードアンドングリーン（以下、HG）を115店舗、合計で119店舗の全面改装を行い、品揃えの充実を図りました。これらにより、当連結会計年度における全既存店の前年同期比は、売上高102.7%に、来店客数101.7%に、客単価101.0%となりました。

#### (出店・閉店の状況)

当連結会計年度の新規出店は、7月に節目となる1,000店舗を達成いたしました。業態別ではパワー（以下、PW）を長崎県、福岡県にそれぞれ1店舗、福井県に2店舗、合計4店舗を出店いたしました。HCは、佐賀県に2店舗、HGは、1府19県下に42店舗を出店いたしました。また、HC2店舗をPW業態に変更いたしました。

閉店につきましては、8月にHG1店舗を実施いたしました。また、東日本大震災の影響により、営業再開が困難であると判断してHC1店舗、HG3店舗を閉店いたしました。

これらにより当連結会計年度末の店舗数は、PW18店舗、HC126店舗、HG885店舗となり、アテナ18店舗を含めると合計で1,047店舗となりました。

なお、東日本大震災の影響により、現在、営業を見合わせている店舗は14店舗あります。

#### 連結決算

|          | 平成22年3月期 | 平成23年3月期 | 前年同期比(%) |
|----------|----------|----------|----------|
| 売上高(百万円) | 269,161  | 283,755  | 105.4    |
| 店舗数(店)   | 986      | 1,047    | —        |
| 新規出店数(店) | 41       | 48       | —        |

(注) 店舗数は、グループ企業の合計となります。

(ホームセンター部門(商品部門別)の状況)

- ・金物・資材・建材

「金物・資材・建材」分野は、夏の記録的な暑さの影響により、セメントやレンガ等の外資材の販売において苦戦いたしました。住宅版エコポイント制度適用の後押しもあり、リフォーム関連資材を中心に売上高は堅調に推移いたしました。これにより売上高は、822億70百万円(前年同期比106.7%)となりました。

- ・園芸・農業用品

「園芸・農業用品」分野は、春先の低温や夏の記録的な暑さの影響により肥料・農薬や園芸用品の販売において苦戦いたしました。農業資材、グリーンは、堅調に推移いたしました。また、農業アドバイザーを増員し、販売体制の強化及び品揃えの拡充にも努めてまいりました。これにより売上高は、620億6百万円(同102.5%)となりました。

- ・家庭用品

「家庭用品」分野は、品揃えの拡充や7月に実施した「1,000店舗達成記念セール」及び12月の「年末セール」が奏功し、売上高は、好調に推移いたしました。また、東日本大震災後は、災害対策商品の需要が増加いたしました。これにより売上高は、758億73百万円(同107.3%)となりました。

- ・オフィス・レジャー用品

「オフィス・レジャー用品」分野は、主力商品であるペット用品の販売が低迷し、この分野全体の売上高の伸びに影響を与えました。これに

より売上高は、426億75百万円（同100.8%）となりました。

・灯油他

「灯油他」分野は、灯油の単価上昇の影響もあり、売上高は、前年実績を大きく上回りました。これにより売上高は、209億29百万円（同113.1%）となりました。

商品部門別売上高

| 商品部門        | 平成22年3月期     |            | 平成23年3月期     |            |              |
|-------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|
|             | 売上高<br>(百万円) | 構成比<br>(%) | 売上高<br>(百万円) | 構成比<br>(%) | 前年同期比<br>(%) |
| 金物・資材・建材    | 77,136       | 28.6       | 82,270       | 29.0       | 106.7        |
| 園芸・農用品      | 60,487       | 22.5       | 62,006       | 21.9       | 102.5        |
| 家庭用品        | 70,701       | 26.3       | 75,873       | 26.7       | 107.3        |
| オフィス・レジャー用品 | 42,326       | 15.7       | 42,675       | 15.0       | 100.8        |
| 灯油他         | 18,510       | 6.9        | 20,929       | 7.4        | 113.1        |
| ホームセンター部門合計 | 269,161      | 100.0      | 283,755      | 100.0      | 105.4        |

（その他部門の状況）

北星産業(株)は、当社グループの物流拠点として、全国に8箇所の流通センターを運営しております。なお、九州への出店数も100店舗を超え、九州流通センターの稼働効率も改善いたしました。営業収益は、114億62百万円（前年同期比101.6%）となりました。

(株)ビット・エイは、各種情報処理及びコンピュータソフトウェアの開発を行っており、営業収益は、61億45百万円（同184.7%）となりました。

(株)コメリキャピタルは、コメリカードの運営及び保険代理店業務を行っております。当連結会計年度は、新たなカード事業の立上げ及びクレジットカードの切替費用が発生いたしました。営業収益は、11億59百万円（同138.4%）となりました。

【その他事業】

(株)ライフコメリは、LPガス、ガソリン、灯油及びそれらの関連機器を販売しており、売上高は、堅調に推移いたしました。

(株)ムービータイムは、書籍の販売及びビデオソフト等のレンタルを行っております。当連結会計年度は、書籍販売の拡大に注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は、2,985億94百万円（前年同期比104.6%）に、営業利益は、158億69百万円（同105.3%）に、経常利益は、153億61百万円（同106.4%）となりました。なお、当第1四半期連結会計期間より、資産除去債務に関する会計基準を適用したことにより、10億53百万円を特別損失に計上いたしました。更に、東日本大震災等により360店舗と花巻及び郡山の流通センターが被害を受けたため、16億93百万円を特別損失に計上いたしました。これらにより当期純利益は、56億98百万円（同88.2%）となりました。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は、PW4店舗、HC2店舗、HG42店舗の新規出店であります。その結果、当連結会計年度中の投資活動によるキャッシュ・フローは、99億75百万円となりました。

なお、設備投資に必要な資金は、自己資金及び銀行からの借入金でまかないました。

## (3) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

| 借入先           | 借入額    |
|---------------|--------|
|               | 百万円    |
| 株式会社みずほ銀行     | 25,744 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 13,600 |
| 株式会社第四銀行      | 12,800 |
| 農林中央金庫        | 4,700  |

## (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、国際化、情報化、少子高齢化社会の渦中にあり、その現象は今後も進行するものと予想されます。また、住宅市場を取り巻く環境につきましても、高齢者や単身世帯の増加等、市場の構造変化が予測され、今後は良質な住宅ストックを形成するためのリフォーム市場の活性化が見込まれます。また、食料自給率の低下やTPPの問題等、農業にかかわる環境も大きな転換期を迎えております。

このような状況の中で、当社グループは、「住まい」と「農業」に重点をおき、より一層の商品開発と販売体制の強化に努めてまいります。

出店政策につきましては、PW、HC、HGを商圈規模に応じて「船団方式」で出店し、更なる店舗網の拡大とドミナント化を推し進めてまいります。

今後の多店舗展開を実現させるため、店舗運営面におけるシステム管理、インターネットによる情報提供・商品販売、カードシステムによるサービスの提供等、情報の収集・分析、より高度なシステムの構築と広範な情報基盤の確立を進めていく必要があります。

## (5) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分               | 第47期<br>(平成20年3月期) |            | 第48期<br>(平成21年3月期) |            | 第49期<br>(平成22年3月期) |            | 第50期<br>(平成23年3月期) |            |
|-------------------|--------------------|------------|--------------------|------------|--------------------|------------|--------------------|------------|
|                   | 金 額                | 比 率<br>(%) | 金 額                | 比 率<br>(%) | 金 額                | 比 率<br>(%) | 金 額                | 比 率<br>(%) |
| 営業収益(百万円)         | 273,889            | 100.0      | 277,557            | 100.0      | 285,479            | 100.0      | 298,594            | 100.0      |
| 営業利益(百万円)         | 15,591             | 5.7        | 14,715             | 5.3        | 15,071             | 5.3        | 15,869             | 5.3        |
| 経常利益(百万円)         | 15,611             | 5.7        | 13,723             | 4.9        | 14,431             | 5.1        | 15,361             | 5.1        |
| 当期純利益(百万円)        | 8,293              | 3.0        | 6,421              | 2.3        | 6,460              | 2.3        | 5,698              | 1.9        |
| 1株当たり<br>当期純利益(円) | 157.19             | —          | 124.27             | —          | 126.39             | —          | 111.86             | —          |
| 総資産(百万円)          | 229,782            | —          | 242,289            | —          | 239,832            | —          | 247,688            | —          |
| 純資産(百万円)          | 97,541             | —          | 100,791            | —          | 105,128            | —          | 108,498            | —          |

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分               | 第47期<br>(平成20年3月期) |            | 第48期<br>(平成21年3月期) |            | 第49期<br>(平成22年3月期) |            | 第50期<br>(平成23年3月期) |            |
|-------------------|--------------------|------------|--------------------|------------|--------------------|------------|--------------------|------------|
|                   | 金 額                | 比 率<br>(%) | 金 額                | 比 率<br>(%) | 金 額                | 比 率<br>(%) | 金 額                | 比 率<br>(%) |
| 営業収益(百万円)         | 248,837            | 100.0      | 252,755            | 100.0      | 271,855            | 100.0      | 286,368            | 100.0      |
| 営業利益(百万円)         | 12,466             | 5.0        | 11,159             | 4.4        | 11,804             | 4.4        | 13,502             | 4.7        |
| 経常利益(百万円)         | 12,818             | 5.2        | 10,784             | 4.3        | 11,887             | 4.4        | 13,660             | 4.8        |
| 当期純利益(百万円)        | 6,807              | 2.7        | 4,869              | 1.9        | 5,628              | 2.1        | 4,873              | 1.7        |
| 1株当たり<br>当期純利益(円) | 129.02             | —          | 94.24              | —          | 110.11             | —          | 95.66              | —          |
| 総資産(百万円)          | 210,198            | —          | 222,058            | —          | 226,543            | —          | 233,376            | —          |
| 純資産(百万円)          | 90,796             | —          | 92,494             | —          | 95,999             | —          | 98,544             | —          |

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はございません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名           | 資本金(百万円) | 当社の<br>出資比率 (%) | 主 要 な 事 業 内 容                 |
|-----------------|----------|-----------------|-------------------------------|
| 株式会社ライフコメリ      | 30       | 100.0           | L P ガス、灯油、ガソリン及びそれらの関連機器の販売   |
| 北 星 産 業 株 式 会 社 | 336      | 100.0           | 商品配送管理業務                      |
| 株式会社ムービータイム     | 248      | 100.0           | 書籍の販売及びビデオソフト等のレンタル           |
| 株式会社ビット・エイ      | 50       | 100.0           | 各種情報処理及びコンピュータソフトウェアの開発       |
| 株式会社コメリキャピタル    | 450      | 100.0           | コメリカード(当社グループカード)の運営及び保険代理店業務 |

(注) 非連結子会社は、大連米利海辰商場有限公司、米利商品開発股份有限公司、上海米利貿易有限公司、株式会社アクア、株式会社アテーナの5社であります。

## (7) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社7社で構成されております。その事業は、住まいの分野を事業の中核と捉え、金物・工具・建築資材等のハードウェア商品と、園芸・植物・農業資材等のグリーン商品を主たる商材として、流通業を営んでおります。また、関連する商品の調達、物流、その他のサービス等をグループ一体となり展開しております。



(8) 主要な営業拠点等（平成23年3月31日現在）

| 会社名          | 区分   | 所在地                                   | 形態                 | 拠点数                                                   |
|--------------|------|---------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------|
| 株式会社コメリ      | 本店   | 新潟県                                   | ホームセンター            | 1,047店舗<br>(都道府県別店舗数内訳は後記のとおり)                        |
|              | 地区本部 | 新潟県、岩手県、福島県、群馬県、福井県、三重県、岡山県、福岡県、に各1箇所 |                    |                                                       |
| 株式会社ライフコメリ   | 本店   | 新潟県                                   | 営業所                | 2拠点(いずれも新潟県)                                          |
| 北星産業株式会社     | 本店   | 新潟県                                   | 流通管理センター<br>流通センター | 1箇所(新潟県)<br><br>7箇所(岩手県、福島県、群馬県、福井県、三重県、岡山県、福岡県に各1箇所) |
| 株式会社ムービータイム  | 本店   | 新潟県                                   | 店舗                 | 7店舗(新潟県6、石川県1)                                        |
| 株式会社ビット・エイ   | 本店   | 新潟県                                   | 事業所                | 1箇所(新潟県)                                              |
| 株式会社コメリキャピタル | 本店   | 新潟県                                   | 事業所                | 3箇所(新潟県2、東京都1)                                        |

都道府県別店舗数内訳（合計1,047店舗）

|     |    |      |    |      |    |     |    |
|-----|----|------|----|------|----|-----|----|
| 新潟県 | 89 | 北海道  | 2  | 青森県  | 15 | 岩手県 | 27 |
| 宮城県 | 32 | 秋田県  | 35 | 山形県  | 29 | 福島県 | 56 |
| 茨城県 | 36 | 栃木県  | 37 | 群馬県  | 30 | 埼玉県 | 26 |
| 千葉県 | 46 | 東京都  | 8  | 神奈川県 | 3  | 富山県 | 23 |
| 石川県 | 21 | 福井県  | 20 | 山梨県  | 19 | 長野県 | 48 |
| 岐阜県 | 36 | 静岡県  | 16 | 愛知県  | 7  | 三重県 | 44 |
| 滋賀県 | 26 | 京都府  | 17 | 大阪府  | 6  | 兵庫県 | 32 |
| 奈良県 | 11 | 和歌山県 | 19 | 鳥取県  | 11 | 島根県 | 6  |
| 岡山県 | 26 | 広島県  | 18 | 山口県  | 15 | 徳島県 | 13 |
| 香川県 | 8  | 愛媛県  | 9  | 高知県  | 9  | 福岡県 | 19 |
| 佐賀県 | 10 | 長崎県  | 12 | 熊本県  | 31 | 大分県 | 8  |
| 宮崎県 | 18 | 鹿児島県 | 18 |      |    |     |    |

## (9) 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業部門      | 従業員数   | 前期末比増減 |
|-----------|--------|--------|
| ホームセンター事業 | 4,086名 | +167名  |
| その他事業     | 51名    | -4名    |
| 合計        | 4,137名 | +163名  |

- (注) 1. 上記従業員のほかに、平成23年3月31日現在のパートタイマーは、4,024名（前期末比223名増）であります。なお、パートタイマーの員数については、1日8時間換算による月平均人員で算出しております。
2. 当連結会計年度から事業区分を一部変更したため、前期末比増減にあたっては、前連結会計年度分を変更後の区分に組替えて表示しております。

### ② 当社の従業員の状況

| 区分 | 従業員数   | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----|--------|--------|------|--------|
| 社員 | 3,743名 | +144名  | 32才  | 7年7ヵ月  |

- (注) 上記従業員のほかに、平成23年3月31日現在のパートタイマーは、3,524名（前期末比201名増）であります。なお、パートタイマーの員数については、1日8時間換算による月平均人員で算出しております。

## 2 会社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 131,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 54,409,168株  |
| (3) 株主数        | 11,182名      |
| (4) 大株主（上位10名） |              |

| 株 主 名                                                    | 当 社 へ の 出 資 状 況 |         |
|----------------------------------------------------------|-----------------|---------|
|                                                          | 持 株 数           | 持 株 比 率 |
|                                                          | 株               | %       |
| 株 式 会 社 米 利                                              | 13,734,642      | 27.0    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託<br>銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）         | 2,926,900       | 5.8     |
| 捧 賢 一                                                    | 2,717,585       | 5.4     |
| シービーニューヨーク オービス<br>エスアイシーアーヴェイ                           | 2,430,700       | 4.8     |
| 日本トラスティ・サービス信託<br>銀行株式会社（信託口）                            | 2,069,000       | 4.1     |
| 日本トラスティ・サービス信託<br>銀行株式会社（信託口9）                           | 1,557,200       | 3.1     |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託<br>みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理<br>サービス信託銀行株式会社 | 1,500,000       | 3.0     |
| 株 式 会 社 第 四 銀 行                                          | 1,325,373       | 2.6     |
| 有 限 会 社 さ さ げ                                            | 1,300,647       | 2.6     |
| 捧 欽 二                                                    | 1,174,397       | 2.3     |

- (注) 1. 当社は、自己株式3,631,178株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を除いて算出しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成23年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                           |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 捧 賢 一   | 最高経営責任者（CEO）<br>北星産業株式会社 代表取締役<br>株式会社ライフコムリ 代表取締役<br>株式会社ビット・エイ 代表取締役<br>株式会社ムービータイム 代表取締役<br>株式会社コムリキャピタル 代表取締役 |
| 代表取締役社長   | 捧 雄一郎   | 最高執行責任者（COO）<br>北星産業株式会社 代表取締役<br>株式会社ビット・エイ 代表取締役<br>株式会社ムービータイム 代表取締役<br>株式会社コムリキャピタル 代表取締役                     |
| 専務取締役     | 小 杉 利 元 | 専務執行役員 財務統括                                                                                                       |
| 常務取締役     | 板 垣 隆 義 | 常務執行役員 経営企画室ゼネラルマネジャー兼<br>経理統括兼コンプライアンス担当                                                                         |
| 取 締 役     | 松 田 修 一 | 早稲田大学大学院商学研究所MOT担当教授                                                                                              |
| 取 締 役     | 石 澤 登   | 執行役員 人事部ゼネラルマネジャー<br>株式会社ビット・エイ 常務取締役                                                                             |
| 取 締 役     | 住 吉 正二郎 | 執行役員 新潟地区本部ゾーンマネジャー兼品質<br>管理室ゼネラルマネジャー兼お客様相談室ゼネ<br>ラルマネジャー                                                        |
| 取 締 役     | 青 木 衛   | 執行役員 店舗運営本部長                                                                                                      |
| 常 勤 監 査 役 | 乾 忠 勝   | 北星産業株式会社監査役<br>株式会社ビット・エイ監査役                                                                                      |
| 監 査 役     | 藤 田 善 六 | 弁護士<br>福田道路株式会社社外監査役<br>新潟県信用組合非常勤監事                                                                              |
| 監 査 役     | 香 川 尊 彦 |                                                                                                                   |
| 監 査 役     | 田久保 武 志 | 公認会計士<br>株式会社コムリキャピタル監査役                                                                                          |

(注) 1. 取締役 松田修一氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 藤田善六、香川尊彦及び田久保武志の3氏は、社外監査役であります。

3. 取締役 松田修一氏及び監査役 田久保武志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役 藤田善六氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役 香川尊彦氏は、流通業界に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役 田久保武志氏は、公認会計士としての豊富な実務経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 平成22年6月29日開催の第49回定時株主総会の終結の時をもって、監査役 三崎成夫氏は辞任いたしました。
6. 平成22年6月29日開催の第49回定時株主総会において、田久保武志氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 平成22年11月10日付で取締役の担当及び重要な兼職を次のとおり変更しております。

| 氏名             | 異動前                                      | 異動後                                   |
|----------------|------------------------------------------|---------------------------------------|
| 専務取締役<br>小杉 利元 | 専務執行役員<br>株式会社コメリキャピタル 専務取締役             | 専務執行役員 財務統括                           |
| 常務取締役<br>板垣 隆義 | 常務執行役員 経営企画室ゼネラルマネジャー兼財務・経理統括兼コンプライアンス担当 | 常務執行役員 経営企画室ゼネラルマネジャー兼経理統括兼コンプライアンス担当 |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分   | 支給員数 | 支給総額   |
|-------|------|--------|
| 取 締 役 | 8名   | 238百万円 |
| 監 査 役 | 5名   | 33百万円  |

- (注) 1. 上記支給員数には、当事業年度中に退任した監査役1名が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人部分の給与相当額は、総額32百万円であります。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額61百万円が含まれております。
4. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額4億円であります。  
(平成18年6月29日開催の第45回定時株主総会決議)
5. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額6千万円であります。  
(平成18年6月29日開催の第45回定時株主総会決議)
6. 上記のほか、平成22年6月29日開催の第49回定時株主総会決議に基づき、退任した社外監査役1名に650万円の退職慰労金を支払っております。

## (3) 社外役員の状況

### ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

- ・監査役 藤田善六氏は、福田道路株式会社の社外監査役および新潟県信用組合の非常勤監事であります。当社は、福田道路株式会社および新潟県信用組合とは特別の関係はありません。
- ・監査役 田久保武志氏は、株式会社コメリキャピタルの監査役であります。

## ② 社外役員の主な活動状況

| 区 分       | 氏 名       | 主 な 活 動 状 況                                                                      |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 松 田 修 一   | 当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、大学教授としての専門的見地から発言を行っております。                             |
| 社 外 監 査 役 | 藤 田 善 六   | 当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に、また、監査役会7回のうち6回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。            |
| 社 外 監 査 役 | 香 川 尊 彦   | 当事業年度開催の取締役会12回のすべてに、また、監査役会7回のすべてに出席し、主に企業経営者としての幅広い視野と豊かな経験から発言を行っております。       |
| 社 外 監 査 役 | 田 久 保 武 志 | 平成22年6月29日就任以降開催の取締役会10回のすべてに、また、同じく監査役会4回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第45回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役 松田修一氏及び社外監査役 藤田善六、香川尊彦、田久保武志の3氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

### ア) 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない等法令に定める要件に該当するときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する。

### イ) 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない等法令に定める要件に該当するときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する。

## ④ 社外役員の報酬等の総額

|             | 員 数 | 報酬等の額 | 親会社または当該親会社の子会社からの役員報酬等 |
|-------------|-----|-------|-------------------------|
| 社外役員の報酬等の総額 | 5人  | 24百万円 | —                       |

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                    | 支 払 額 |
|------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額             | 43百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 47百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

主に財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務であります。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任及び会計監査人として適切に職務を遂行することが困難と認められる場合、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針につきまして、平成20年4月30日開催の取締役会で、一部改定の決議を行っております。

改定後の基本方針は、次のとおりであります。

### 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、「企業は公器である」との基本理念及び「コメリグループ行動指針」に基づき、当社グループとご縁のある全てのステークホルダーに対して責任ある経営を実現し、長期的な企業価値の拡大を図るために努力する。そして、上場企業としての立場からは、株主の権利と利益を守るための健全な経営と、それを裏付ける経営監視機能及び適時適切な情報開示が最重要課題の一つであると認識する。

**(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社グループは、コンプライアンスの実践が経営の最重要課題の一つであることから、「コンプライアンス委員会」を設置する。当委員会は「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、企業倫理、法令遵守のため、研修、指導を行う。また、コンプライアンスに反する違法行為等については、その事実を当社グループとして、速やかに認識し、違法行為等による危機を極小化するため「ヘルプライン」を設ける。また、内部監査機能として、「監査室」が各部門の業務遂行状況の監査を定期的に行い、業務改善の助言を行う。

**(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

情報の保存及び管理については、「情報セキュリティポリシー」、「文書管理規程」、「機密文書取扱規程」、「電子情報管理規程」に基づき、情報のセキュリティ、保存及び管理を行う。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

会社の事業に関する各種リスクに対し、各部署がそれぞれ法令、規程に基づき対応を行う。また、業務の細目にわたって「業務マニュアル」を作成し、当該マニュアルの改訂、教育、監査を必要に応じ実施し、リスク回避に努める。特に、自然災害、不慮の事故等に関しては、「危機管理対策規程」に基づき、危機対策本部を設置し、迅速な対応を行う。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、「職制および業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき職務の責任、権限を明確にし、その執行を行う。また、毎月1回、定期的に関催される取締役会のほか、各種会議体を設け、当社グループの全体の意思統一を図り、職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。

**(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社グループは「コメリグループ行動指針」に基づき行動し、当社の「関係会社統括室」において、子会社の業務全般について管理を行う。また、当社の内部統制に関する諸規程はグループ全社を対象とし、共通の認識において行動する。



**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**

監査役の職務を補助するため、使用人を置くことを監査役が求めたときは、社内にて必要な体制を敷く。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

上記使用人の取締役からの独立性を確保するため、同使用人の任命、評価等は監査役会と協議して行うものとする。

**(8) 取締役及び使用人が監査役または監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は、監査役と取締役とが、あらかじめ協議し定めた事項について監査役に報告する体制をとる。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、取締役からの業務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監査の実効性の確保を図るものとする。

**(10) 反社会的勢力排除に向けた考え方**

当社グループは、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織または団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決し、これを排除する。

**(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、関係法令等に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

## **6 会社の支配に関する基本方針**

### **(1) 基本方針の内容の概要**

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却

を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は下記(2)に記載のとおり、当社独自の経営ノウハウにあり、これが当社の株式の大量買付けを行う者に十分に理解されない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付けが行われる場合、一定の手續きにより行われることが株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する手續きを設定することといたしました。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

### ① 経営の基本方針

当社の経営理念は、「企業とは人々の幸せのために存在すべきものであり、それでこそ社会から支持され、存続することができる」という考えに根ざしており、これは創業以来不変のものであります。

上記経営理念に基づき、当社は、建築及び農業分野における旧来の流通機構を改革し、真のチェーンストア産業の確立を目指してまいります。

### ② 企業価値の源泉

上記基本方針に基づき、当社は、チェーンストアシステムの経営により、本来のホームセンターのあるべき姿を追求し、世の中の人々の豊かな暮らしを実現すべく、流通機構のイノベーションに取り組み、企業価値を向上させてまいりました。

当社は、独自の専門店業態であるHG、豊富な品揃えで業務需要等にも対応できるHC、そして圧倒的な売場面積と品揃えでプロのおお客様のご要望にもお応えできる大型店のPWを全国に展開しております。これらの業態を商圈の規模に応じ「船団方式」で出店することで、店舗網の拡大とドミナントエリアの形成に努めてまいりました。平成23年3月31日現在、HG885店舗、HC126店舗、PW18店舗、アテナ18店舗を含めると合計で1,047店舗を全国に出店しております。

また、商品開発に関しましては、標準化された1,000店舗のマス力を活かすことで、原材料の段階から、加工・運搬・販売・消費に至るまでの全ての過程において、お客様の視点に立ったシステムの構築に努めてまいり

ました。特に、金物・資材・建材と園芸・農業用品分野におきましては、旧来の流通機構を近代化することで、プロのお客様のご要望にお応えすべく価値ある商品をより廉価で提供できる仕組みを構築してまいりました。

そして、このような店舗や商品等を支えるものが、当社独自のインフラである物流システムと情報システムであります。これらのシステムを駆使することで、きめ細かな商品管理や店舗におけるローコストオペレーションを実現してまいりました。更に「KOMER I. COM」によるインターネット事業の拡大や、「コメリリフォーム」によるリフォーム事業の展開により、様々なお客様の幅広いニーズにもお応えできる体制を整えてまいりました。

このように、当社は独自のインフラによる新たな流通機構の構築と多店舗出店を行うことで、業界最多の標準化された店舗のマス力を最大限に活かした経営を行っております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成21年6月26日開催の第48回定時株主総会において、法令改正等による変更を行ったうえで、平成19年6月28日開催の第46回定時株主総会において承認を得た「当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）」

（以下、本プラン）と同一内容で2年間継続することの承認を得ております。

本プランは、有事の際に対抗措置（新株予約権の無償割当ての実施）を発動する事前警告型のプランです。具体的には、以下のような内容を有しております。

- ① 当社が発行する株式等について、20%以上の買付け等を行うことを希望する買付者等は、予め買付け内容等の検討に必要な情報等を当社に提出していただきます。
- ② 新株予約権の無償割当ての実施・不実施や取得等につき、取締役会の恣意的判断を排するために、取締役会から独立した組織である特別委員会が設置されます。

特別委員会は、買付者等から提出していただいた情報を精査し、追加的に情報提供を求めたり、当社取締役会に対して、当該買付け行為に対する意見及びその根拠資料、代替案等を求めることがあります。

- ③ 特別委員会は、買付者等や当社取締役会から情報・資料を受領した後、必要に応じ、外部専門家等の助言を得た上、買付者等の買付け内容、当社取締役会の提示した代替案等について、評価・検討し、当社取締役会に対抗措置の発動の可否を勧告します。

- ④ 当社取締役会は、特別委員会の判断を得た上、買付者等が、当社の一定の手続きを遵守しない場合や当該買付け行為が当社の企業価値や株主共同の利益を著しく損なう等と認められる場合に、新株予約権の無償割当ての実施を決議します。
  - ⑤ 対抗措置として、新株予約権を割当てる場合には、当該新株予約権に買付者等による権利行使は認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができ旨の取得条項が付されています。
- (4) 上記(3)が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての判断とその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しております。

② 株主意思の重視

本プランは、平成19年6月28日開催の第46回定時株主総会において株主の皆様のご承認の下に導入され、平成21年6月26日開催の第48回定時株主総会において法令改正等による変更を行ったうえで、同一内容で継続することのご承認を得ております。

また、本プランには、有効期間を約2年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合や、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

③ 特別委員会の設置と情報公開

当社は、取締役の恣意的判断を排するため、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士

士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ることができ、判断の公正さ・客観性がより強く担保されております。

④ 対抗措置を発動する要件の設定

本プランは、対抗措置の発動に関して、合理的な客観的要件を定め、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

なお、当社は、平成23年5月18日開催の取締役会において、平成23年6月24日開催予定の第50回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを効力発生条件として、「当社株式大量取得行為への対応策(買収防衛策)」を、①有効期間を2年間から3年間に延長、②特別委員会の検討作業及び検討期間について整理を行ったこと等の一部の修正を除き、実質的に同一内容にて3年間継続することを決議いたしました。

詳細は、本招集ご通知の株主総会参考書類第6号議案(59頁から79頁まで記載)のとおりであります。

## 7 剰余金の配当等の方針

当社は、企業価値の向上による株主利益の増大を最重要課題として位置付けております。利益配分につきましては、経営基盤や財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続的实施を目指しておりますが、利益水準や配当性向も考慮してまいります。

内部留保資金につきましては、新店投資資金や、既存店舗をより活性化するための増床・改装に効率的に充て、売上高の拡大、株主資本利益率の一層の向上により、長期的・総合的視点から株主利益の増大を図ってまいります。

また、成長のための設備投資や資本効率の向上を勘案しながら、株主還元策として自己株式の取得についても弾力的に考えてまいります。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、1株当たり17円とさせていただきます。これにより年間配当金は中間配当金17円とあわせて、1株当たり34円となる予定です。

なお、次期の配当は、中間配当金17円、期末配当金17円の年間34円を予定しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等の表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部         |                |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>104,178</b> | <b>流動負債</b>     | <b>110,614</b> |
| 現金及び預金          | 10,331         | 支払手形及び買掛金       | 41,741         |
| 受取手形及び売掛金       | 5,985          | 短期借入金           | 42,930         |
| 商品及び製品          | 79,612         | 1年以内返済予定長期借入金   | 5,467          |
| 原材料及び貯蔵品        | 112            | リース債務           | 2,650          |
| 前払費用            | 1,376          | 未払金             | 6,366          |
| 繰延税金資産          | 1,561          | 未払費用            | 206            |
| その他             | 5,235          | 未払法人税等          | 3,603          |
| 貸倒引当金           | △36            | 未払消費税等          | 820            |
|                 |                | 賞与引当金           | 1,933          |
| <b>固定資産</b>     | <b>143,509</b> | 役員賞与引当金         | 58             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>121,792</b> | 店舗閉鎖損失引当金       | 17             |
| 建物及び構築物         | 82,580         | ポイント引当金         | 382            |
| 機械装置及び運搬具       | 1,990          | 災害損失引当金         | 403            |
| 土地              | 24,273         | 設備関係支払手形        | 2,682          |
| リース資産           | 8,298          | その他             | 1,349          |
| 建設仮勘定           | 1,752          | <b>固定負債</b>     | <b>28,576</b>  |
| その他             | 2,897          | 長期借入金           | 11,414         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>6,150</b>   | リース債務           | 6,592          |
| 借地権             | 4,158          | 退職給付引当金         | 4,598          |
| リース資産           | 13             | 役員退職慰労引当金       | 1,026          |
| その他             | 1,978          | 資産除去債務          | 2,744          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>15,566</b>  | 預り保証金           | 1,775          |
| 投資有価証券          | 360            | その他             | 424            |
| 長期前払費用          | 900            | <b>負債合計</b>     | <b>139,190</b> |
| 繰延税金資産          | 5,791          | <b>純資産の部</b>    |                |
| 敷金及び保証金         | 7,620          | 株主資本            | 108,778        |
| その他             | 929            | 資本金             | 18,802         |
| 貸倒引当金           | △35            | 資本剰余金           | 25,260         |
| <b>資産合計</b>     | <b>247,688</b> | 利益剰余金           | 73,528         |
|                 |                | 自己株式            | △8,812         |
|                 |                | その他の包括利益累計額     | △280           |
|                 |                | その他有価証券評価差額金    | △6             |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益         | △274           |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>108,498</b> |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>247,688</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成22年4月1日)  
(至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金 額    |         |
|-----------------------------|--------|---------|
| 売 上 高                       |        | 289,234 |
| 売 上 原 価                     |        | 200,895 |
| 売 上 総 利 益                   |        | 88,338  |
| 営 業 収 入                     |        | 9,360   |
| 営 業 総 利 益                   |        | 97,698  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |        | 81,829  |
| 営 業 利 益                     |        | 15,869  |
| 営 業 外 収 益                   |        |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金           | 60     |         |
| 受 取 保 険 金                   | 37     |         |
| 為 替 差 益                     | 80     |         |
| そ の 他                       | 169    | 347     |
| 営 業 外 費 用                   |        |         |
| 支 払 利 息                     | 833    |         |
| そ の 他                       | 20     | 854     |
| 経 常 利 益                     |        | 15,361  |
| 特 別 利 益                     |        |         |
| 収 用 補 償 金                   | 61     |         |
| そ の 他                       | 20     | 82      |
| 特 別 損 失                     |        |         |
| 固 定 資 産 処 分 損               | 216    |         |
| 減 損 損 失                     | 2,107  |         |
| 災 害 損 失                     | 1,693  |         |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額         | 1,053  |         |
| そ の 他                       | 25     | 5,096   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |        | 10,347  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 6,812  |         |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △2,163 | 4,648   |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |        | 5,698   |
| 当 期 純 利 益                   |        | 5,698   |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成22年4月1日)  
(至 平成23年3月31日)

|                            | 株 主 資 本 |        |        |         |         |
|----------------------------|---------|--------|--------|---------|---------|
|                            | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計  |
| 平成22年3月31日 残高 (百万円)        | 18,802  | 25,260 | 69,565 | △8,249  | 105,377 |
| 連結会計年度中の変動額                |         |        |        |         |         |
| 剰余金の配当                     |         |        | △1,734 |         | △1,734  |
| 当期純利益                      |         |        | 5,698  |         | 5,698   |
| 自己株式の取得                    |         |        |        | △563    | △563    |
| 自己株式の処分                    |         |        | △0     | 0       | 0       |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額) |         |        |        |         |         |
| 連結会計年度中の変動額合計 (百万円)        | -       | -      | 3,963  | △563    | 3,400   |
| 平成23年3月31日 残高 (百万円)        | 18,802  | 25,260 | 73,528 | △8,812  | 108,778 |

|                            | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額        |               |                              | 純 資 産 合 計 |
|----------------------------|------------------------------|---------------|------------------------------|-----------|
|                            | そ の 他 有 価 証 券 金<br>評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 平成22年3月31日 残高 (百万円)        | 14                           | △263          | △249                         | 105,128   |
| 連結会計年度中の変動額                |                              |               |                              |           |
| 剰余金の配当                     |                              |               |                              | △1,734    |
| 当期純利益                      |                              |               |                              | 5,698     |
| 自己株式の取得                    |                              |               |                              | △563      |
| 自己株式の処分                    |                              |               |                              | 0         |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額) | △20                          | △10           | △31                          | △31       |
| 連結会計年度中の変動額合計 (百万円)        | △20                          | △10           | △31                          | 3,369     |
| 平成23年3月31日 残高 (百万円)        | △6                           | △274          | △280                         | 108,498   |



## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

- |            |    |                                              |
|------------|----|----------------------------------------------|
| ① 連結子会社の数  | 7社 | 主要な連結子会社の名称（㈱ライフコメリ、北星産業㈱、㈱ビット・エイ、㈱コメリキャピタル） |
| ② 非連結子会社の数 | 5社 | 主要な非連結子会社の名称（大連米利海辰商場有限公司）                   |

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）はいずれも小規模であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| ① 持分法適用の非連結子会社        | —  |
| ② 持分法を適用していない非連結子会社の数 | 5社 |
- 主要な非連結子会社の名称（大連米利海辰商場有限公司）

（持分法を適用しなかった理由）

持分法を適用していない非連結子会社は当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### (4) 会計処理基準に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ロ デリバティブ

時価法（ヘッジ会計を適用するものを除く）

##### ハ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品及び製品

主として売価還元法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

## ② 固定資産の減価償却の方法

### イ 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 3～60年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4～8年  |

### ロ 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ハ リース資産

### ニ 長期前払費用

定額法

## ③ 引当金の計上基準

### イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ハ 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

### ニ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉店及び転貸を決定した店舗について、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

### ホ ポイント引当金

ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

### ヘ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における、退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ト 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、平成22年5月20日開催の取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議し、また、平成22年6月29日開催の定時株主総会において、同総会終結までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準に従い打切り支給することとし、その支給の時期については各取締役及び各監査役退任の時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することで承認可決されました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に計上しております。

チ 災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

④ 外貨建の資産、負債の本邦通貨への換算基準

連結決算日の直物相場により円貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たすものについては振当処理を、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

| ヘッジ手段                 | ヘッジ対象               |
|-----------------------|---------------------|
| 為替予約・通貨スワップ<br>金利スワップ | 買掛金（予定取引を含む）<br>借入金 |

ハ ヘッジ方針

商品の輸入取引に係る為替相場の変動リスク及び借入金に係る金利変動リスクの軽減のため、社内規程に基づき為替予約取引・通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を行っております。

## ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計額を比較すること等によってヘッジの有効性の評価を行っております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引及び為替予約・通貨スワップ取引において、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると認められるものについては、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

⑥ のれんの償却に関する事項 5年間で均等償却を行っております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

(5) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

① 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ122百万円減少しており、税金等調整前当期純利益は1,176百万円減少しております。

② 連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書の表示方法の変更

当連結会計年度より、「会社計算規則の一部を改正する省令」（平成22年9月30日 平成22年法務省令第33号）を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は、当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」の科目で表示しております。

③ 連結損益計算書の表示方法の変更

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|         |          |
|---------|----------|
| 建物及び構築物 | 908百万円   |
| 機械装置    | 49百万円    |
| 土地      | 1,789百万円 |
| 合計      | 2,747百万円 |

担保に係る債務

|               |        |
|---------------|--------|
| 仕入債務          | 81百万円  |
| 短期借入金         | 150百万円 |
| 1年以内返済予定長期借入金 | 210百万円 |
| 長期借入金         | 148百万円 |
| 合計            | 590百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 93,383百万円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

### (1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所              | 用途 | 種類      |
|-----------------|----|---------|
| 山口県他20県<br>35店舗 | 店舗 | 土地及び建物等 |

当社グループは原則として各店舗を基本単位としてグルーピングをしております。営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,107百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物及び構築物1,953百万円、機械装置40百万円、土地29百万円、リース資産17百万円、借地権59百万円、長期前払費用5百万円及びその他1百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は、遊休土地については正味売却価額により測定し、相続税評価額を基準に算定した時価により評価し、それ以外の資産については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6%で割引いて算出しております。

### (2) 災害損失

災害損失の主な内訳は、東日本大震災による商品廃棄損失774百万円、固定資産除却損367百万円、店舗原状復帰費用等551百万円（内、災害損失引当金繰入額403百万円）であります。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

54,409,168株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成22年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 868             | 17              | 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日 |
| 平成22年10月26日<br>取締役会  | 普通株式  | 865             | 17              | 平成22年9月30日 | 平成22年12月6日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
平成23年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額

863百万円

1株当たり配当額

17円00銭

基準日

平成23年3月31日

効力発生日

平成23年6月27日

#### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入によっております。デリバティブは、商品の輸入取引に係る為替相場の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る取引先の信用リスクは、当社では、売掛金管理規程に従い、店別・取引先別に期日管理及び残高管理を行うとともに、連結子会社についても、取引先別に売掛金の期日及び残高を管理することにより、信用リスク低減に努めております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、投資信託及び組合出資金であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。有価証券の発行体の信用リスクに関しましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で15年10ヶ月後であります。なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び通貨スワップ取引であります。デリバティブ取引の利用にあたっては、取引権限や限度額等を定めた為替リスク管理規程に基づき、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（33ページをご参照ください。）。

|                   | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-------------------|---------------------|----------|-------------|
| (1) 現金及び預金        | 10,331              | 10,331   | —           |
| (2) 受取手形及び売掛金     | 5,985               |          |             |
| 貸倒引当金             | △36                 |          |             |
|                   | 5,948               | 5,948    | —           |
| (3) 有価証券及び投資有価証券  |                     |          |             |
| その他有価証券           | 281                 | 281      | —           |
| 資産計               | 16,562              | 16,562   | —           |
| (1) 支払手形及び買掛金     | 41,741              | 41,741   | —           |
| (2) 短期借入金         | 42,930              | 42,930   | —           |
| (3) 未払法人税等        | 3,603               | 3,603    | —           |
| (4) 設備関係支払手形      | 2,682               | 2,682    | —           |
| (5) 長期借入金         | 16,882              | 16,775   | △106        |
| (6) リース債務         | 9,243               | 9,243    | —           |
| 負債計               | 117,083             | 116,976  | △106        |
| (7) デリバティブ取引      |                     |          |             |
| ①ヘッジ会計が適用されていないもの | —                   | —        | —           |
| ②ヘッジ会計が適用されているもの  | (459)               | (459)    | —           |
| デリバティブ取引計         | (459)               | (459)    | —           |

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払法人税等及び(4)設備支払手形  
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期借入金  
 長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされたもの（下記(7)②参照）は、一定の期間ごとに区分したその金利スワップのレートによる元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、無利息の長期借入金については、リスクフリー・レートで割り引いて現在価値を算出しております。
- (6) リース債務  
 リース債務の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) デリバティブ取引  
 ① ヘッジ会計が適用されていないもの  
 該当するものはありません。  
 ② ヘッジ会計が適用されているもの  
 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

### 通貨関連

| ヘッジの方法     | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象          | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等のうち1年超<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 当該時価の算定方法               |
|------------|--------------|------------------|---------------|---------------------|--------------|-------------------------|
| 為替予約等の振当処理 | 通貨スワップ取引     | 買掛金<br>(予定取引を含む) | 4,297         | 1,669               | △459         | 取引先金融機関から提示された価格によっている。 |

### 金利関連

| ヘッジの方法      | デリバティブ取引の種類等          | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等のうち1年超<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 当該時価の算定方法 |
|-------------|-----------------------|---------|---------------|---------------------|--------------|-----------|
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引<br>支払固定・受取変動 | 長期借入金   | 200           | 100                 | (※)          |           |

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記(5)参照）



2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

| 区分                             | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) |
|--------------------------------|---------------------|
| ① 非上場株式(※1)                    | 69                  |
| ② 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(※2) | 8                   |
| 合計                             | 78                  |

(※1) 非上場株式については、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されており、時価開示の対象とはしておりません。

#### 6. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 2,136円72銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 111円86銭   |

# 貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部       |                | 負 債 の 部         |                |
|---------------|----------------|-----------------|----------------|
| 科 目           | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
| <b>流動資産</b>   | <b>100,657</b> | <b>流動負債</b>     | <b>108,259</b> |
| 現金及び預金        | 8,793          | 支払手形            | 4,055          |
| 売掛金           | 3,463          | 買掛金             | 35,958         |
| 商品及び製品        | 78,082         | 短期借入金           | 43,600         |
| 原材料及び貯蔵品      | 81             | 1年以内返済予定長期借入金   | 5,053          |
| 前払費用          | 1,295          | リース債            | 2,526          |
| 繰延税金資産        | 1,355          | 未払金             | 7,145          |
| 関係会社短期貸付金     | 4,450          | 未払法人税等          | 2,793          |
| 未収入金          | 2,792          | 未払消費税           | 744            |
| その他の債権        | 363            | 前受金             | 440            |
| 貸倒引当金         | △20            | 預り金             | 416            |
| <b>固定資産</b>   | <b>132,718</b> | 賞与引当金           | 1,672          |
| <b>有形固定資産</b> | <b>107,606</b> | 役員賞与引当金         | 57             |
| 建物            | 64,552         | 店舗閉鎖損失引当金       | 17             |
| 構築物           | 9,011          | ポイント引当金         | 382            |
| 機械装置          | 1,043          | 災害損失引当金         | 376            |
| 車両運搬具         | 0              | 資産除去債務          | 21             |
| 器具備品          | 1,920          | 設備関係支払手形        | 2,648          |
| 土地            | 21,229         | その他             | 350            |
| リース資産         | 8,097          | <b>固定負債</b>     | <b>26,572</b>  |
| 建設仮勘定         | 1,750          | 長期借入金           | 10,016         |
| <b>無形固定資産</b> | <b>4,091</b>   | リース債            | 6,495          |
| 借地権           | 3,973          | 退職給付引当金         | 4,383          |
| その他           | 117            | 役員退職慰労引当金       | 1,026          |
| 投資その他の資産      | 21,020         | 資産除去債務          | 2,498          |
| 投資有価証券        | 332            | 預り保証            | 1,731          |
| 関係会社株式        | 900            | その他             | 420            |
| 関係会社出資金       | 267            | <b>負債合計</b>     | <b>134,831</b> |
| 長期貸付金         | 205            | <b>純資産の部</b>    |                |
| 関係会社長期貸付金     | 5,558          | 株主資本            | 98,824         |
| 長期前払費用        | 878            | 資本金             | 18,802         |
| 繰延税金資産        | 5,095          | 資本剰余金           | 29,855         |
| 差入保証金         | 2,541          | 資本準備金           | 29,855         |
| 敷金の他          | 4,834          | 利益剰余金           | 58,979         |
| その他の債権        | 513            | 利益準備金           | 1,024          |
| 貸倒引当金         | △106           | その他利益剰余金        | 57,955         |
| <b>資産合計</b>   | <b>233,376</b> | 固定資産圧縮積立金       | 72             |
|               |                | 特別償却準備金         | 30             |
|               |                | 別途積立金           | 52,000         |
|               |                | 繰越利益剰余金         | 5,852          |
|               |                | <b>自己株式</b>     | <b>△8,812</b>  |
|               |                | 評価・換算差額等        | △280           |
|               |                | その他有価証券評価差額金    | △6             |
|               |                | 繰延ヘッジ損益         | △274           |
|               |                | <b>純資産合計</b>    | <b>98,544</b>  |
|               |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>233,376</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成22年 4月 1日)  
(至 平成23年 3月 31日)

(単位：百万円)

| 科 目                                   | 金 額    |         |
|---------------------------------------|--------|---------|
| 売 上 高                                 |        | 283,808 |
| 売 上 原 価                               |        | 202,459 |
| 売 上 総 利 益                             |        | 81,348  |
| 営 業 収 入                               |        | 2,560   |
| 営 業 総 利 益                             |        | 83,909  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                   |        | 70,406  |
| 営 業 利 益                               |        | 13,502  |
| 営 業 外 収 益                             |        |         |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金                     | 709    |         |
| そ の 他                                 | 239    | 949     |
| 営 業 外 費 用                             |        |         |
| 支 払 利 息                               | 778    |         |
| そ の 他                                 | 12     | 791     |
| 経 常 利 益                               |        | 13,660  |
| 特 別 利 益                               |        |         |
| 収 用 補 償 金                             | 61     |         |
| そ の 他                                 | 8      | 69      |
| 特 別 損 失                               |        |         |
| 固 定 資 産 処 分 損                         | 209    |         |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額               | 62     |         |
| 減 損 損 失                               | 2,107  |         |
| 災 害 損 失                               | 1,676  |         |
| 資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額 | 953    |         |
| そ の 他                                 | 51     | 5,060   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益                       |        | 8,669   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税               | 5,301  |         |
| 法 人 税 等 調 整 額                         | △1,504 | 3,796   |
| 当 期 純 利 益                             |        | 4,873   |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成22年 4月 1日)  
(至 平成23年 3月 31日)

|                          | 株 主 資 本 |              |                     |              |                      |                  |           |                  |
|--------------------------|---------|--------------|---------------------|--------------|----------------------|------------------|-----------|------------------|
|                          | 資本金     | 資 本 剰 余 金    |                     | 利 益 剰 余 金    |                      |                  |           |                  |
|                          |         | 資 本<br>準 備 金 | 資 本<br>剰 余 金<br>合 計 | 利 益<br>準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金      |                  |           | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |
|                          |         |              |                     |              | 固 定 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 特 別 償 却<br>準 備 金 | 別 途 積 立 金 |                  |
| 平成22年3月31日 残高 (百万円)      | 18,802  | 29,855       | 29,855              | 1,024        | 94                   | 45               | 49,000    | 5,675            |
| 事業年度中の変動額                |         |              |                     |              |                      |                  |           |                  |
| 固定資産圧縮積立金の取崩し            |         |              |                     |              | △21                  |                  |           | 21               |
| 特別償却準備金の取崩し              |         |              |                     |              |                      | △15              |           | 15               |
| 別途積立金の積立て                |         |              |                     |              |                      |                  | 3,000     | △3,000           |
| 剰余金の配当                   |         |              |                     |              |                      |                  |           | △1,734           |
| 当期純利益                    |         |              |                     |              |                      |                  |           | 4,873            |
| 自己株式の取得                  |         |              |                     |              |                      |                  |           |                  |
| 自己株式の処分                  |         |              |                     |              |                      |                  |           | △0               |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額) |         |              |                     |              |                      |                  |           |                  |
| 事業年度中の変動額合計 (百万円)        | -       | -            | -                   | -            | △21                  | △15              | 3,000     | 176              |
| 平成23年3月31日 残高 (百万円)      | 18,802  | 29,855       | 29,855              | 1,024        | 72                   | 30               | 52,000    | 5,852            |

|                          | 株主資本         |         |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |              |                      | 純 資 産 計 |
|--------------------------|--------------|---------|----------------|------------------|--------------|----------------------|---------|
|                          | 利益剰余金        |         |                |                  |              |                      |         |
|                          | 利益剰余金<br>合 計 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 計 |         |
| 平成22年3月31日 残高 (百万円)      | 55,840       | △8,249  | 96,248         | 14               | △263         | △249                 | 95,999  |
| 事業年度中の変動額                |              |         |                |                  |              |                      |         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩し            | -            |         | -              |                  |              |                      | -       |
| 特別償却準備金の取崩し              | -            |         | -              |                  |              |                      | -       |
| 別途積立金の積立て                | -            |         | -              |                  |              |                      | -       |
| 剰余金の配当                   | △1,734       |         | △1,734         |                  |              |                      | △1,734  |
| 当期純利益                    | 4,873        |         | 4,873          |                  |              |                      | 4,873   |
| 自己株式の取得                  |              | △563    | △563           |                  |              |                      | △563    |
| 自己株式の処分                  | △0           | 0       | 0              |                  |              |                      | 0       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額) |              |         |                | △20              | △10          | △31                  | △31     |
| 事業年度中の変動額合計 (百万円)        | 3,139        | △563    | 2,575          | △20              | △10          | △31                  | 2,544   |
| 平成23年3月31日 残高 (百万円)      | 58,979       | △8,812  | 98,824         | △6               | △274         | △280                 | 98,544  |

## 1. 重要な会計方針に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式  
……移動平均法による原価法
- その他有価証券  
時価のあるもの  
……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 時価のないもの  
……移動平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法  
……時価法（ヘッジ会計を適用するものを除く）
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- 商品及び製品  
……売価還元法、ただし、流通センター在庫は、移動平均法
- 原材料及び貯蔵品  
……最終仕入原価法
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
……定率法、ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |      |         |
|------|---------|
| 建物   | 8年～38年  |
| 構築物  | 10年～20年 |
| 機械装置 | 8年      |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
……定額法、ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ リース資産  
……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用……定額法
- (5) 外貨建資産、負債の換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉店及び転貸を決定した店舗について、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

⑤ ポイント引当金

ポイントカードにより顧客に付与されたポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により、翌年度から費用処理することとしております。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

なお、平成22年5月20日開催の取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議し、また、平成22年6月29日開催の定時株主総会において、同総会終結までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準に従い打ち切り支給することとし、その支給の時期については各取締役及び各監査役退任の時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することで承認可決されました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に計上しております。

⑧ 災害損失引当金

東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

## (7) ヘッジ会計の方法

### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たすものについては振当処理を採用しております。

### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

| ヘッジ手段       | ヘッジ対象        |
|-------------|--------------|
| 為替予約・通貨スワップ | 買掛金（予定取引を含む） |

### ③ ヘッジ方針

商品の輸入取引に係る為替相場の変動リスクの軽減のため、社内規程に基づき為替予約取引・通貨スワップ取引を行っております。

### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計額を比較すること等によってヘッジの有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約・通貨スワップ取引において、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると認められるものについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

税抜方式を採用しております。

## (8) 消費税等の処理方法

## (9) 重要な会計方針の変更

### 資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ110百万円減少しており、税引前当期純利益は1,064百万円減少しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物

49百万円

担保に係る債務

関係会社の仕入債務

81百万円

|                                          |           |
|------------------------------------------|-----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額                       | 85,864百万円 |
| (3) 保証債務                                 |           |
| 下記のとおり関係会社の銀行借入に対する債務保証及びその他の保証を行っております。 |           |
| 株式会社ライフコムリ                               | 222百万円    |
| (うち商品支払保証                                | 222百万円)   |
| 北星産業株式会社                                 | 184百万円    |
| (4) 関係会社に対する金銭債権債務                       |           |
| 短期金銭債権                                   | 5,635百万円  |
| 長期金銭債権                                   | 5,588百万円  |
| 短期金銭債務                                   | 3,382百万円  |
| 長期金銭債務                                   | 30百万円     |

### 3. 損益計算書に関する注記

|               |          |
|---------------|----------|
| (1) 関係会社との取引高 |          |
| 売上高           | 52百万円    |
| 不動産賃貸収入等      | 462百万円   |
| 仕入高           | 6,737百万円 |
| その他の営業取引      | 7,051百万円 |
| 営業取引以外の取引     | 681百万円   |

#### (2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所              | 用途 | 種類      |
|-----------------|----|---------|
| 山口県他20県<br>35店舗 | 店舗 | 土地及び建物等 |

当社は原則として各店舗を基本単位としてグルーピングをしております。営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,107百万円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物1,716百万円、構築物236百万円、機械装置40百万円、土地29百万円、リース資産17百万円、借地権59百万円、長期前払費用5百万円及びその他1百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は、遊休土地については正味売却価額により測定し、相続税評価額を基準に算定した時価により評価し、それ以外の資産については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6%で割引いて算出しております。

#### (3) 災害損失

災害損失の主な内訳は、東日本大震災による商品廃棄損失774百万円、固定資産除却損366百万円、店舗原状復帰費用等535百万円(内、災害損失引当金繰入額376百万円)であります。



#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 3,631,178株

#### 5. 税効果会計に関する注記

##### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

|              |          |
|--------------|----------|
| 減損損失         | 3,088百万円 |
| 未払事業税        | 222百万円   |
| 賞与引当金        | 675百万円   |
| 退職給付引当金      | 1,771百万円 |
| 役員退職慰労引当金    | 414百万円   |
| ポイント引当金      | 154百万円   |
| 資産除去債務       | 1,017百万円 |
| たな卸資産評価損     | 26百万円    |
| 貸倒引当金        | 51百万円    |
| その他有価証券評価差額金 | 4百万円     |
| 繰延ヘッジ損益      | 185百万円   |
| その他          | 531百万円   |
| 小計           | 8,144百万円 |
| 評価性引当額       | △936百万円  |
| 繰延税金資産合計     | 7,207百万円 |

繰延税金負債

|           |         |
|-----------|---------|
| 固定資産圧縮積立金 | △49百万円  |
| 特別償却準備金   | △20百万円  |
| 資産除去債務    | △591百万円 |
| その他       | △94百万円  |
| 繰延税金負債合計  | △755百万円 |

繰延税金資産の純額

6,451百万円

##### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目の内訳

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率             | 40.4% |
| (調整)               |       |
| 住民税均等割             | 4.8%  |
| 評価性引当額             | 0.8%  |
| 受取配当等永久に益金算入されない項目 | △2.7% |
| その他                | 0.5%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 43.8% |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の<br>称名<br>又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係            | 取引の内容<br>(注) 1               | 取引金額<br>(百万円)      | 科目           | 期末残高<br>(百万円)  |
|-----|--------------------|---------------------------|--------------------------|------------------------------|--------------------|--------------|----------------|
| 子会社 | 北星産業(株)            | 100.0%                    | 資金の援助<br>営業上の取引<br>役員の兼任 | 貸付金利息<br>債務保証(注2)<br>配送業務の委託 | 69<br>184<br>5,414 | 長期貸付金<br>未払金 | 5,558<br>1,073 |

### (2) 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の<br>称名<br>又は氏名   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係     | 取引の内容<br>(注) 1 | 取引金額<br>(百万円) | 科目          | 期末残高<br>(百万円) |
|----|----------------------|---------------------------|-------------------|----------------|---------------|-------------|---------------|
| 役員 | NPO法人コメリ<br>災害対策センター | —                         | 災害救援物資供給<br>役員の兼任 | 商品の供給          | 207           | 売掛金<br>未収入金 | 198<br>0      |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 営業上の取引につきましては、他の取引条件と同条件であります。

(注2) 北星産業(株)から債務保証料を0百万円受け取っております。

(注3) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,940円69銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 95円66銭    |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月13日

株式会社 コ メ リ  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 橋 和 男 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白 井 正 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 代 勲 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コメリの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コメリ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月13日

株式会社 コ メ リ  
取 締 役 会 御 中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 橋 和 男 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白 井 正 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 代 勲 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コメリの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

「重要な会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は、当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月18日

株式会社コメリ監査役会

常勤監査役 乾 忠 勝 ㊟

社外監査役 藤 田 善 六 ㊟

社外監査役 香 川 尊 彦 ㊟

社外監査役 田久保 武 志 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1 期末配当に関する事項

第50期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、863,225,830円となります。

これにより、中間配当金17円を含めました今期の年間配当金は、1株につき34円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月27日といたしたいと存じます。

### 2 その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 4,000,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1 定款変更の理由

- (1) 当社グループの今後の事業の多様化への対応及び事業内容の明確化のため、事業の目的事項の修正・追加を行うものであります。
- (2) 上記のほか、文言の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～12. (省略)</li> <li>13. 米穀、食料品、清涼飲料品、塩、酒類、たばこ、切手、<u>官製葉書</u>、収入印紙、テレホンカード、バス回数券、宝くじ、商品券、プリペイドカード等の販売。<br/>～26. (省略)</li> <li>14. 広告代理業務。</li> <li>27. 28. ～31. (省略)</li> <li>32. フランチャイズ・チェーンシステムによるホームセンター、<u>ビデオレンタル店、書店の加盟店の募集および加盟店の経営指導。</u></li> <li>33. ～44. (省略)<br/>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>45. 前各号に付帯関連する一切の業務。</li> </ol> <p>(単元未満株式数)<br/>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> | <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～12. (現行どおり)</li> <li>13. 米穀、食料品、清涼飲料水、塩、酒類、たばこ、切手、<u>はがき</u>、収入印紙、テレホンカード、バス回数券、宝くじ、商品券、プリペイドカード等の販売。<br/>～26. (現行どおり)</li> <li>14. 27. 広告代理業務。</li> <li>28. ～31. (現行どおり)</li> <li>32. フランチャイズ・チェーンシステムによる加盟店の募集および加盟店の経営指導。</li> <li>33. ～44. (現行どおり)</li> <li><u>45. 電子マネー、電子的価値情報および前払式支払手段の発行、販売および管理ならびに資金移動業。</u></li> <li><u>46. 建物および各種付属施設の保守・管理・修理・清掃・消毒および害虫等の駆除に関する事業。</u></li> <li><u>47. 太陽光・風力・地熱等再生可能エネルギーの供給に関する事業。</u></li> <li><u>48. 駐車場の経営および電気自動車への充電サービス。</u></li> <li><u>49. 映像・音声ソフトウェアの企画、製作、販売および賃貸。</u></li> <li><u>50. 印刷物および電子出版物の企画、制作、出版、販売および賃貸。</u></li> <li><u>51. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾および譲渡。</u></li> <li><u>52. 農業に関する経営コンサルティング。</u></li> <li>53. 前各号に付帯関連する一切の業務。</li> </ol> <p>(単元株式数)<br/>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> |



### 第3号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ささげ けんいち<br>捧 賢一<br>(昭和8年6月24日生)     | 昭和37年7月 当社設立 取締役<br>昭和54年8月 当社代表取締役（現任）<br>平成15年6月 当社代表取締役会長・CEO<br>（現任）<br><br>（重要な兼職先）<br>北星産業株式会社代表取締役<br>株式会社ライフコムリ代表取締役<br>株式会社ビット・エイ代表取締役<br>株式会社ムービータイム代表取締役<br>株式会社コムリキャピタル代表取締役                                                                                                               | 2,717,585株 |
| 2     | ささげ ゆういちろう<br>捧 雄一郎<br>(昭和31年5月20日生) | 昭和63年4月 当社入社<br>平成4年6月 当社取締役流通システム企画<br>担当部長<br>平成6年9月 当社取締役パワー上越店店長<br>平成8年3月 当社常務取締役総合企画室室<br>長<br>平成9年2月 当社常務取締役商品部長<br>平成13年2月 当社専務取締役営業本部長<br>平成14年6月 当社取締役副社長営業本部長<br>平成15年6月 当社代表取締役社長・COO<br>（現任）<br><br>（重要な兼職先）<br>北星産業株式会社代表取締役<br>株式会社ビット・エイ代表取締役<br>株式会社ムービータイム代表取締役<br>株式会社コムリキャピタル代表取締役 | 697,030株   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | こすぎ としもと<br>小杉 利元<br>(昭和22年9月12日生)  | 昭和52年11月 当社入社<br>昭和63年6月 当社取締役システム開発部長<br>平成5年6月 当社常務取締役店舗運営部長<br>平成9年1月 当社常務取締役開発部長<br>平成13年2月 当社常務取締役経営企画室室長兼建設・財務担当<br>平成16年7月 当社専務取締役専務執行役員開発担当兼建設部ゼネラルマネジャー<br>平成19年6月 当社常勤監査役<br>平成21年6月 当社専務取締役専務執行役員関係会社統括室ゼネラルマネジャー兼総務統括<br>平成22年1月 当社専務取締役専務執行役員<br>平成22年11月 当社専務取締役専務執行役員財務統括(現任)                                                                                                                                                                  | 88,678株    |
| 4     | いたがき たかよし<br>板垣 隆義<br>(昭和27年2月12日生) | 昭和52年2月 当社入社<br>平成元年6月 当社取締役人事教育部長<br>平成2年6月 当社取締役経理部長<br>平成5年1月 当社取締役能力開発室室長<br>平成9年6月 当社常務取締役人事部長<br>平成10年1月 当社常務取締役営業本部商品部長<br>平成13年8月 当社常務取締役営業本部関西地区本部長<br>平成15年6月 当社常務取締役常務執行役員地区本部統括担当兼新潟地区本部ゾーンマネジャー兼消費者室ゼネラルマネジャー<br>平成18年11月 当社常務取締役常務執行役員新潟地区本部ゾーンマネジャー兼消費者室ゼネラルマネジャー兼コンプライアンス担当<br>平成20年7月 当社常務取締役常務執行役員開発・建設本部長兼コンプライアンス担当<br>平成21年6月 当社常務取締役常務執行役員経営企画室ゼネラルマネジャー兼財務経理・統括兼コンプライアンス担当<br>平成22年11月 当社常務取締役常務執行役員経営企画室ゼネラルマネジャー兼経理統括兼コンプライアンス担当(現任) | 56,108株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | まつだ しゅういち<br>松田 修一<br>(昭和18年10月1日生)    | 昭和61年4月 早稲田大学システム科学研究<br>所助教授<br>平成3年4月 早稲田大学システム科学研究<br>所教授<br>平成9年4月 早稲田大学大学院アジア太平<br>洋研究科MBA担当教授<br>平成12年6月 当社取締役(現任)<br>平成19年4月 早稲田大学大学院商学研究科<br>MOT担当教授(現任)                                                                                                                       | 3,300株     |
| 6     | いしざわ のぼる<br>石澤 登<br>(昭和33年1月5日生)       | 昭和55年3月 当社入社<br>平成13年5月 当社業務改革推進室室長<br>平成15年6月 当社執行役員業務改革推進室<br>ゼネラルマネジャー<br>平成19年6月 当社取締役執行役員業務改革<br>推進室ゼネラルマネジャー<br>平成20年7月 当社取締役執行役員人事部ゼ<br>ネラルマネジャー<br>(重要な兼職先)<br>株式会社ビット・エイ常務取締役                                                                                                 | 10,432株    |
| 7     | すみよし しょうじろう<br>住吉 正二郎<br>(昭和23年12月4日生) | 平成14年6月 当社入社<br>平成14年6月 当社取締役店舗企画部ゼネラ<br>ルマネジャー<br>平成15年6月 当社執行役員福島地区本部ゾ<br>ーンマネジャー<br>平成20年7月 当社執行役員新潟地区本部ゾ<br>ーンマネジャー兼お客様相談<br>室ゼネラルマネジャー<br>平成21年3月 当社執行役員商品本部長<br>平成21年6月 当社取締役執行役員商品本部<br>長<br>平成22年1月 当社取締役執行役員新潟地区<br>本部ゾーンマネジャー兼品質<br>管理室ゼネラルマネジャー兼<br>お客様相談室ゼネラルマネジ<br>ャー(現任) | 3,200株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 8     | あおき まもる<br>青木 衛<br>(昭和29年12月19日生) | 昭和54年3月 当社入社<br>平成10年3月 当社福島地区本部長<br>平成15年3月 当社パワー河渡店長<br>平成15年8月 当社リーシング部ゼネラルマネジャー<br>平成18年7月 当社商品第2部ゼネラルマネジャー<br>平成19年6月 当社執行役員商品開発部ゼネラルマネジャー<br>平成20年7月 当社執行役員店舗運営本部長<br>平成21年6月 当社取締役執行役員店舗運営本部長 (現任) | 3,000株     |

- (注) 1 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2 松田修一氏は社外取締役候補者であり、本総会の終結の時までの就任年数は、11年であります。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、大学教授としての専門知識と、幅広い視野及び豊かな経験を生かして、当社の経営上の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 3 松田修一氏の再任が承認された場合、当社は、同氏と責任限定契約を継続する予定であり、その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合等法令に定める要件に該当するときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担する。
- 4 松田修一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 第4号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（4名）が任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | いぬい ただかつ<br>乾 忠勝<br>(昭和17年10月14日生) | 平成12年6月 当社入社<br>平成12年6月 当社取締役関東地区本部長<br>平成14年4月 当社取締役新潟地区本部ゾーンマネジャー兼消費者室ゼネラルマネジャー<br>平成17年11月 当社新潟地区本部ゾーンマネジャー兼消費者室ゼネラルマネジャー<br>平成18年4月 当社東北地区本部ゾーンマネジャー<br>平成21年6月 当社常勤監査役（現任）<br><br>(重要な兼職先)<br>北星産業株式会社監査役<br>株式会社ビット・エイ監査役 | 3,300株     |
| 2     | ふじた ぜんろく<br>藤田 善六<br>(昭和23年4月12日生) | 昭和55年4月 弁護士登録<br>昭和60年6月 藤田善六法律事務所開設<br>現在に至る<br>平成2年4月 新潟県弁護士会副会長<br>平成12年6月 当社監査役（現任）<br>平成15年4月 新潟県弁護士会副会長<br>平成19年4月 新潟県弁護士会会長<br>平成23年4月 日本弁護士連合会副会長（現任）<br><br>(重要な兼職先)<br>福田道路株式会社社外監査役<br>新潟県信用組合非常勤監事                  | 2,300株     |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | ※<br>きうち まさお<br>木内 政雄<br>(昭和19年7月25日生) | 昭和43年4月 株式会社西友ストア（現合同<br>会社西友）入社<br>平成元年5月 同社取締役<br>平成元年6月 株式会社良品計画代表取締役<br>常務<br>平成5年3月 同社代表取締役社長<br>平成9年8月 同社取締役会長<br>株式会社西友（現合同会社西<br>友）代表取締役副社長<br>平成13年2月 同社代表取締役社長<br>平成15年5月 同社取締役兼代表執行役C E<br>O<br>平成19年7月 株式会社U. P. n. P. 代表取<br>締役（現任）<br>平成22年7月 株式会社アインファーマシー<br>ズ社外取締役（現任）<br><br>(重要な兼職先)<br>株式会社U. P. n. P. 代表取締役<br>株式会社アインファーマシーズ社外取締役 | 0株                |
| 4          | たくぼ たけし<br>田久保 武志<br>(昭和32年3月14日生)     | 昭和53年10月 プライスウォーターハウス会<br>計事務所入所<br>昭和59年8月 田久保公認会計士事務所開設<br>現在に至る<br>平成22年6月 当社監査役（現任）<br><br>(重要な兼職先)<br>株式会社コメリキャピタル監査役                                                                                                                                                                                                                              | 0株                |

- (注) 1 ※印は、新任監査役候補者であります。
- 2 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 3 藤田善六、田久保武志、木内政雄の3氏は社外監査役候補者でありま  
す。
- ・藤田善六氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての法的な専門知識と経験を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって11年となります。

- ・田久保武志氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての豊富な実務経験に基づく財務及び会計に関する幅広い見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、1年となります。
  - ・木内政雄氏は、企業経営者としての幅広い視野と豊かな経験を当社の監査に反映していただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- 4 藤田善六、田久保武志の両氏の再任及び木内政雄氏の選任が承認された場合、当社は、3氏と責任限定契約を締結する予定であり、その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
    - ・会社法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない等法令に定める要件に該当するときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する。
  - 5 田久保武志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 6 木内政雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

## 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社は、役員退職慰労金制度の廃止等、役員報酬制度の一環として、取締役に對して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することといたしたいと存じます。本議案は、これに伴い、取締役に對するストック・オプション報酬の額及びその具体的な内容についてご承認をお願いするものであります。

### 1 取締役に對するストック・オプション報酬に関する事項

現在の取締役の報酬は、平成18年6月29日開催の第45回定時株主総会においてご承認いただいた年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）となっております。

その後、役員報酬体系の見直しの一環として、平成22年6月29日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって、年功的かつ報酬の後払い的要素が強い

役員退職慰労金制度を廃止いたしました。

そこで、当社の業績、企業価値の向上及び株価上昇に対する取締役の士気や意欲を高めるため、取締役を対象に、従来の取締役の報酬の額とは別枠で、年額1.5億円を上限として、新たに株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行いたしたいと存じます。

対象取締役（社外取締役を除く。）に対する個別の交付数については、対象取締役の従前の退職慰労金積立額を参考にして、当社の業績及び各取締役の業務執行等を考慮し当社取締役会において決定することといたしたく、また、対象の取締役は、本総会に付議する第3号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、社外取締役を除く7名です。

なお、本件新株予約権の価額については、企業会計基準委員会が平成17年12月27日に公表している企業会計基準第8号の「ストック・オプション等に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第11号の「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に従い、適切に評価した価額といたします。

## 2 報酬としての相当性

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、新株予約権を付与することについては、ストック・オプション目的で付与するものであり、業績向上等に対する意欲や士気を高めることを目的とするものであることから、取締役の報酬等として相当と考えます。

## 3 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される公正価値を基準とし、1円に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、当社は、割当対象者に対し当該金額に相当する金銭報酬を支給することとし、当社に対する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺します。

## 4 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任します。



## 5 新株予約権の総数

1, 500個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

## 6 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式150,000株を上限とし、本件新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各本件新株予約権の目的である株式の数は、次の算式において調整される。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（または株式併合）の比率

かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本件新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、目的株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とする。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

### (4) 新株予約権の行使の条件

① 各本件新株予約権1個の一部行使は認めない。

② 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

ただし、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、当社取締役会が別途定める日以降においては、本件新株予約権を行使することができる。

③ 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、本件新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。

イ 会社に重大な損害を与えた場合。

- ロ 相続開始時に、新株予約権者が後記④に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
- ハ 新株予約権者が書面により本件新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。
  - ④ 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合には、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。
  - ⑤ 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
  - ⑥ その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の取得事由
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 新株予約権が(4)③に定める条件に該当し、権利を行使し得なくなった場合、当社は、本件新株予約権を無償で取得することができる。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得制限  
譲渡による本件新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (8) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い  
当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割

承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

(9) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

本件新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(10) 新株予約権証券の不発行

当社は、本件新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(11) 新株予約権のその他の内容

本件新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される本件新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定める。

## 第6号議案 当社株式大量取得行為への対応策（買収防衛策）承認の件

当社は、平成21年6月26日の当社第48回定時株主総会において、当社株式大量取得行為への対応策（買収防衛策）（以下、「現プラン」といいます。）を株主の皆様にご承認いただきましたが、その有効期間は、平成23年6月24日開催の当社第50回定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、現プランの有効期間満了に先立ち、現プラン導入後の情勢等を踏まえ、現プラン継続の是非の検討を行ってまいりました。その結果、平成23年5月18日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを効力発生条件として、現プランを、①有効期間を2年間から3年間に延長、②特別委員会の検討作業及び検討期間について整理を行ったこと等の一部の修正を除き、実質的に同一内容（以下、修正後のプランを「本プラン」といいます。）にて3年間継続することを決議いたしました。つきましては、本プラン導入につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

### 1 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上への取組み

#### (1) 当社の経営の基本方針

当社の経営理念は、「企業とは人々の幸せのために存在すべきものであり、それでこそ社会から支持され、存続することができる」という考えに根ざしており、これは創業以来不変のものであります。

上記経営理念に基づき、当社は、建築及び農業分野における旧来の流通機構を改革し、真のチェーンストア産業の確立を目指してまいります。

#### (2) 当社企業価値の源泉

上記基本方針に基づき、当社は、チェーンストアシステムの経営により、本来のホームセンターのあるべき姿を追求し、世の中の人々の豊かな暮らしを実現すべく、流通機構のイノベーションに取り組み、企業価値を向上させてまいりました。

当社は、独自の専門店業態である「ハードアンドグリーン」と、豊富な品揃えで業務需要等にも対応できる「ホームセンター」、そして圧倒的な売場面積と品揃えでプロのおお客様のご要望にもお応えできる大型店の「パワー」を全国に展開しております。これらの業態を商圈の規模に応じ「船団方式」で出店することで、店舗網の拡大とドミナントエリアの形成に努めてまいりました。平成23年3月31日現在、「ハードアンドグリーン」を885店舗、「ホームセンター」を126店舗、「パワー」を18店舗、「アテーナ」18店舗を含めると合計で1,047店舗を全国に出店しております。

また、商品開発に関しましては、標準化された1,000店舗のマスの力を活かすことで、原材料の段階から、加工・運搬・販売・消費に至るまでの全ての過程において、お客様の視点に立ったシステムの構築に努めてまいりました。特に、金物・資材・建材と園芸・農業用品分野におきましては、旧来の流通機構を近代化することで、プロのおお客様のご要望にお応えすべく価値ある商品をより廉価で提供できる仕組みを構築してまいりました。

そして、このような店舗や商品等を支えるものが、当社独自のインフラである物流システムと情報システムであります。これらのシステムを駆使することで、きめ細かな商品管理や店舗におけるローコストオペレーションを実現してまいりました。更に「KOMERI.COM」によるインターネット事業の拡大や、「コメリリフォーム」によるリフォーム事業の展開により、様々なお客様の幅広いニーズにもお応えできる体制を整えてまいりました。

このように、当社は独自のインフラによる新たな流通機構の構築と多店舗出店を行うことで、業界最多の標準化された店舗のマスの力を最大限に活かした経営を行っております。

これら他社が真似のできない当社独自の経営ノウハウが当社の企業価値の源泉となっており、これらを十分に理解せずに行う経営では、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上ができないものと考えております。

### (3) 企業市民としての責任

当社は、平成2年に創設した「コメリ緑資金」を通じて、毎年、利益の1%相当額を原資とし、緑化活動ならびに文化・社会振興への還元事業を続けております。

#### (i) 環境保全への取り組み

平成11年に地域の緑化活動に参加する「緑資金ボランティア」制度を創設し、これまで延べ1万人を超える当社従業員が地域の方と一緒に緑化活動に参加しております。また、平成8年に「財団法人緑育成財団」を設立し、園芸・農業分野への研究開発事業への支援も行っております。

#### (ii) 災害時における支援活動

近年多発する自然災害に対して、流通に携わる当社が果たせる役割は、「物資の供給責任」であると考え、災害発生時の活動基盤として「NPO法人コメリ災害対策センター」を平成17年に設立いたしました。今般の東日本大震災でも、各自治体や陸上自衛隊からの物資の供給依頼に、迅速に対応いたしました。

このように、当社の1%還元事業は、当初の緑化活動のみならず農業分野における研究開発事業や災害時における物資供給、広くは文化・社会振興へも支援の輪を広げております。

今後も当社は、このような活動を通じて、企業市民としての社会責任を果たしてまいります。

### (4) コーポレート・ガバナンス強化への取り組み

当社は、平成15年6月より、従来代表取締役社長に集中していた機能を二分し、グループ全体の統括、グループ戦略、事業戦略等を担う「代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）」、店舗・商品・物流・情報等の業務執行を担う「代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）」による経営体制、及び執行役員制度を採用し、取締役会から業務執行機能を分離しております。その結果、取締役会は、少数の取締役での運営となり、戦略意思決定とコンプライアンス強化が図れる経営体制となっております。また、独立性の高い社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。

当社は、引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化を図る体制を確保してまいります。

## 2 本プラン導入の目的

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は上記1（2）に記載のとおり、当社独自の経営ノウハウにあり、これが当社の株式の大量買付けを行う者に十分に理解されない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

一方、現時点において、別掲に記載のとおり、当社株式における当社役員及びその関係者等の保有比率は約40%となっておりますが、過去においても、自由意思による株式の売買が行なわれており、今後においても同様であります。また、個人の大株主のなかには高齢者もおり、今後相続等により、個人及びその関連会社所有の当社株式の譲渡・処分等を行うことは否定できず、株式の流動性が大きく増す可能性を常に有しているといえます。また、当社は、今後とも多店舗出店を行ってまいります。出店が加速していく中で、設備投資資金の調達はきわめて重要であり、資金調達を資本市場に求める際には、流通する株式の増加とともに、各株主の株式所有割合が低下することとなります。

このように、今後、当社の発行する株式の流動性が増した場合、当社企業価値及び株主共同の利益に反する株式の大量買付けが行われる可能性も否定できないものであります。

当社は現在、特定の第三者から大量買付けを行う旨の通告や提案は一切受けておりませんが、企業は、将来を見据え課題に対処していくべきものであり、このような行為に対する対応は平時より策定し、表明しておく必要があると考えております。

こうしたことから、当社は、当社株式に対する大量買付けが行われる場合、一定の手続きにより行われることが株主共同の利益に合致すると考え、下記のとおり事前の情報提供等に関する手続きを設定することといたしました。

### 3 本プランの内容

#### (1) 本プランの概要

##### ① 本プラン発動に係る手続きの設定

本プランは、当社の株式等に対する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付け等」といいます。）が行われる場合に、買付け等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付け等に関する情報を求め、当該買付け等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めています。

##### ② 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付け等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれる恐れがあると認められる場合には、当社は当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式の発行と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点のすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に定義されます。）により割当てます。

##### ③ 取締役の恣意的判断を排するための特別委員会の設置

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、別途定める特別委員会規則（概要については別紙Ⅰをご参照ください。）に従い、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。なお、本プランに基づく本定時株主総会時点における特別委員会委員候補者の氏名・略歴については、別紙Ⅱに記載のとおりです。

##### ④ 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が発行された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%

まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの対象となる買付け等

以下の①または②に該当する買付け等がなされる場合、対象となります。

- ① 当社が発行する株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行する株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）本書において同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」をいいます。本書において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」をいいます。本書において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」をいいます。本書において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外のものによる株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

(3) 買付者等に対する情報提供の要請

上記（2）に定める買付け等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的であると認めた場合を除き、まず、当社宛に、下記の内容の「意向表明書」を提出していただきます。

- ① 買付者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
- ② 提案する買付け行為の概要
- ③ 本プランに定める手続きを遵守する旨

その上で、買付者等には、当社に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を当社の指定する形式及び方法により提供していた



だきます。当社取締役会は、上記の買付者等による意向表明書受領後10営業日以内に、買付者等から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該買付者等に交付いたします。なお、意向表明書及び本必要情報における使用言語は、日本語に限ります。

本必要情報の具体的内容は買付者等の属性及び買付け行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の事項を含みます。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>8</sup>、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報、当該買付け等による買付け等と同種の過去の取引の詳細及びその結果等を含みます。）
- (ii) 買付け等の目的、方法及び内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- (iii) 買付け等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報を含みます。）
- (iv) 買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- (v) 買付け等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、及び配当政策
- (vi) 買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- (vii) その他当社取締役会及び特別委員会が合理的に必要と判断する情報

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）本書において同じとします。

当社取締役会は、本必要情報を受領した後、速やかにこれを特別委員会に提供するものといたします。

特別委員会は、買付者等から提供していただいた情報を精査した結果、本必要情報としては不十分であると認められる場合には、買付者等に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

#### (4) 買付け等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

##### ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から本必要情報が提出された場合、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という観点から本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等の比較検討等を行うために、当社取締役会に対して適宜回答期限を定めた上（原則として60日を上限とします。）、買付者等の買付け等の内容に対する意見（留保する意見を含むものとします。以下、同じとします。）、その根拠資料及びその代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

##### ② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に情報の提供を要求したものも含みます。）を受領した後、必要な情報が十分に提供されたと判断し、その旨を当社取締役会に伝えた日から、原則として最長60日の検討期間（ただし、特別委員会の判断により、下記（5）④に記載する場合等には、特別委員会は当該期間を延長する決議ができるものとします。）（以下、「特別委員会検討期間」といいます。）を設定いたします。

特別委員会は、特別委員会検討期間内において、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討を行います。また、特別委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付等の内容を改善させるために、自らまたは当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行い、また、株主の皆様に対する当社の代替案の提示等を行うものとします。

買付者等は、特別委員会が、特別委員会検討期間内において、当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、特別委員会検討期間が終了するまでは、買付け等を開始することはできないものとします。

特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独

立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。

### ③ 情報開示

特別委員会は、自らまたは取締役会を通じて、買付者等が現れた事実、買付者等から本必要情報が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち特別委員会が当社株主の皆様の判断のために必要と認める事項を、特別委員会が適切と判断する時点で、株主の皆様に対する情報開示を行います。

## (5) 買付け行為への対応手続き

### ① 買付者等が本プランにおいて定められた手続きを遵守した場合

特別委員会が、買付者等が本プランにおいて定められた手続きを遵守したと判断した場合には、原則として対抗措置の不発動を勧告し、当社取締役会は、原則として、当該買付け行為に対する対抗措置は取りません。

買付者等の買付け提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付け提案と本必要情報、及びそれに対する当社取締役会の意見・代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、買付者等が本プランにおいて定められた手続きを遵守した場合であっても、当該買付け行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと特別委員会が判断した場合には、対抗措置の発動を勧告し、例外的に、当社取締役会は、当社株主の皆様利益を守るために適切と考える対抗措置を取ることがあります。

当該買付け行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かについて特別委員会が検討及び判断する際には、その客観性及び合理性を担保するため、特別委員会が買付者等の提供する買付け後の経営方針を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該買付者及び買付け行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該買付け行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、本プランに基づく対抗措置を例外的に発動すべき場合か否かについて当社取締役会に勧告をいたします。

買付け行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらす場合としては、以下のような例を想定しております。

- (i) 以下に掲げる行為等により当社企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすと判断される買付け行為
    - (ア) 当該買付け等が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
    - (イ) 当該買付け等が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的であると判断される場合
    - (ウ) 当該買付け等が、当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定であると判断される場合
    - (エ) 当該買付け等が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的であると判断される場合
  - (ii) 当該買付け等が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買収を勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に当社株式の売却を事実上強要する恐れがあると判断される場合
- ② 買付者等が本プランにおいて定められた手続きを遵守しない場合
- 買付者等が本プランにおいて定められた手続きを遵守しなかった場合には、具体的な買付け方法の如何にかかわらず、特別委員会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、当社取締役会に対して対抗措置を発動することを勧告する場合があります。
- ③ 対抗措置発動の中止等の勧告について
- 特別委員会は、上記①または②において、買付け行為に対して本プランに基づく対抗措置を発動することを勧告した後、買付者等が買付け等を撤回した場合、または対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、当社取締役会に対し対抗措置の発動を中止するよう勧告するものといたします。

④ 特別委員会評価期間の延長

特別委員会が、当初の特別委員会評価期間の終了時までには、対抗措置の実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者等の買付け等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、特別委員会評価期間を延長する旨の決議を行います（ただし、30日間を超えないものとします。）。

⑤ 当社取締役会による特別委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重し、本プランに基づく対抗措置の要否等を最終的に決定いたします。

4 本新株予約権の無償割当ての内容

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての内容は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の割当対象となる株主

当社取締役会が別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式は除きます。）1株に対し本新株予約権1個の割合で本新株予約権を割当てます。

(2) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）と同数といたします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(4) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、原則として1株といたします。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は1円といたします。

(6) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権の発行日（ただし、本新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権の発行

決議において当社取締役会が定める期間といたします。ただし、下記(9)①に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日といたします。

(7) 本新株予約権の行使条件

① 以下の者は新株予約権を行使することができないものといたします。

(ア) 特定大量保有者<sup>1</sup>

(イ) 特定大量保有者の共同保有者

(ウ) 特定大量買付者<sup>2</sup>

(エ) 特定大量買付者の特別関係者

(オ) 上記(ア)ないし(エ)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは継承した者

(カ) 上記(ア)ないし(オ)記載の関連者<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>2</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。)の開始の公告を行った者で、当該買付け等後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株式等(金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。)とその者の特別関係者の株式所有割合とを合計して20%以上となる者をいいます。

<sup>3</sup> 実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、または、その者と協調して行動するものとして当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

② 上記①にかかわらず、下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。

(ア) 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます。)または、当社の関連会社(財務諸

表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。)

- (イ) 当社を支配する意図がなく上記①(ア)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記①(ア)に記載する要件に該当することになった後10日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株式等を処分することにより上記①(ア)に記載する要件に該当しなくなった者
  - (ウ) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記①(ア)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後自己の意思により当社の株式等を新たに取得した場合を除きます。)
  - (エ) その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、いつでもこれを認めることができます。また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。)
- ③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(ア)所定の手続きの履行もしくは(イ)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含みます。)の充足、または、(ウ)その双方(以下「準拠法行使手続き・条件」と総称します。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続き・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができないものといたします。ただし、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続き・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負わないものといたします。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができないものといたします。
- ④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(ア)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(イ)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、

事前の取り決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとします。) によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができます。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続き・条件を履行または充足するものとします。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(ア)及び(イ)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができません。

⑤ 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定大量買付者等に該当せず、かつ、特定大量買付者等に該当する者のために行使しようとしている者でないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものといたします。

⑥ 新株予約権を有する者が本規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものといたします。

#### (8) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

#### (9) 本新株予約権の取得条項

① 当社は、行使期間開始日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会の決定により、当社取締役会が定める日(以下「取得日」といいます。))をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権(ただし、新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除きます。)を取得することができるものとし、これと引換えに、新株予約権1個につき、対象株式数の当社普通株式を発行することができるものとします。

#### (10) 新株予約権証券の不発行

本新株予約権証券は発行しないものとします。



## 5 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結時から平成26年3月期の定時株主総会終結時までの約3年間といたします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合や、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止することが可能であるものといたします。

また、当社取締役会は、法令（会社法及び金融商品取引法を含みます。）の新設または改正により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

## 6 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

### (2) 株主意思の重視

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認の下に導入されます。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合や、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様のご意思に基づくこととなっております。

### (3) 特別委員会の設置と情報公開

当社は、取締役の恣意的判断を排するため、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コン

サルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ることができ、判断の公正さ・客観性がより強く担保されております。

また、その判断の内容等につきましては、情報開示を行い、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

#### (4) 対抗措置を発動する要件の設定

本プランは、上記3 (5) 「買付け行為への対応手続き」に記載のとおり、対抗措置の発動に関して、合理的な客観的要件を定めており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

### 7 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プラン導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

#### (2) 本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が本方針に基づき、別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。かかる割当てを受けた株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記(3)記載の手続きを経なかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得する手続きをとった場合には、株主の皆様は、下記(3)記載の手続きを経ることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、こうした希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付け等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の行使期間開始前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあり、その場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の被害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会が本プランに基づき、新株予約権無償割当ての決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式に応じて新株予約権が割当てられます。

また、当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が特定大量保有者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の様式によるものといたします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類をお送りいたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内にこれらの必要書類を提出し、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることになります。

ただし、当社が取得の手続きを取った場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式が発行されることとなります。（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定大量保有者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）

上記の他、払込方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表または通知いたしますので当該内容をご確認ください。

以 上

特別委員会規則の概要

- 1 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 2 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
- 3 特別委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了する。
- 4 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- 5 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 本プランの対象となる買付け等への該当性の判断
  - ② 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ③ 買付者等の買付け等の内容の精査・検討
  - ④ 買付者等との交渉・協議
  - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑥ 特別委員会検討期間の延長の決定
  - ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認

⑧ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項

⑨ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができると定めた事項

- 6 特別委員会は、買付者等に対し、意向表明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するように求める。また、特別委員会は、買付者等から本必要情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に買付者等の買付け等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができる。
- 7 特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付け等の内容を改善させる必要がある場合は、直接または間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
- 8 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- 9 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- 10 各特別委員会委員は、買付け等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
- 11 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある場合は、特別委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

## 別紙Ⅱ

### 特別委員会委員候補者の略歴

松田 修一（まつだ しゅういち）

#### 【略歴】

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 昭和61年4月 | 早稲田大学システム科学研究所助教授        |
| 平成3年4月  | 早稲田大学システム科学研究所教授         |
| 平成9年4月  | 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科MBA担当教授 |
| 平成12年6月 | 当社取締役（現任）                |
| 平成19年4月 | 早稲田大学大学院商学研究科MOT担当教授（現任） |
| 平成19年6月 | 当社特別委員会委員（現任）            |
| 平成22年3月 | 当社独立役員（現任）               |

藤田 善六（ふじた ぜんろく）

#### 【略歴】

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 昭和55年4月 | 弁護士登録                |
| 昭和60年6月 | 藤田善六法律事務所開設<br>現在に至る |
| 平成2年4月  | 新潟県弁護士会副会長           |
| 平成12年6月 | 当社社外監査役（現任）          |
| 平成15年4月 | 新潟県弁護士会副会長           |
| 平成19年4月 | 新潟県弁護士会会長            |
| 平成19年6月 | 当社特別委員会委員（現任）        |
| 平成23年4月 | 日本弁護士連合会副会長（現任）      |

田久保 武志（たくぼ たけし）

#### 【略歴】

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 昭和53年10月 | プライスウォーターハウス会計事務所入所    |
| 昭和59年8月  | 田久保公認会計士事務所開設<br>現在に至る |
| 平成22年6月  | 当社社外監査役（現任）            |
| 平成22年6月  | 当社独立役員（現任）             |

※ 上記各独立委員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

別掲

大株主の状況

平成23年3月31日現在

| 氏名又は名称                                            | 所有株式数<br>(株) | 出資比率<br>(%) |
|---------------------------------------------------|--------------|-------------|
| 株式会社 米 利                                          | 13,734,642   | 25.2        |
| 株式会社 コメリ                                          | 3,631,178    | 6.6         |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                          | 2,926,900    | 5.3         |
| 捧 賢 一                                             | 2,717,585    | 4.9         |
| シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー                       | 2,430,700    | 4.4         |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                        | 2,069,000    | 3.8         |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)                       | 1,557,200    | 2.8         |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 1,500,000    | 2.7         |
| 株式会社 第四銀行                                         | 1,325,373    | 2.4         |
| 有限会社 ささげ                                          | 1,300,647    | 2.3         |

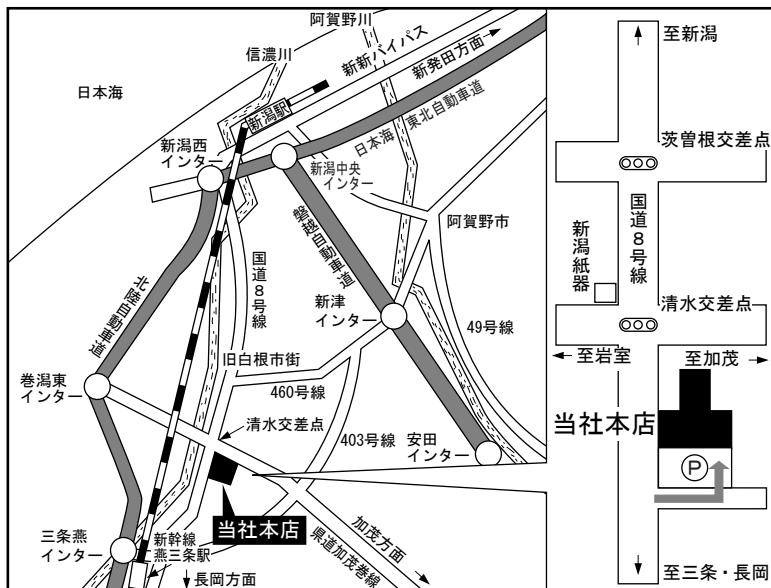
以 上

## 株主総会会場ご案内図

株式会社コメリ本店 大会議室（4階）

新潟市南区清水4501番地1

電話（025）371-4111（代）



### 交通のご案内

#### 上越新幹線ご利用の場合

当日は、燕三条駅（三条口側）出口から送迎車がご利用いただけます。

乗車場所は係員がご案内いたします。

運行時間：9時10分発、9時30分発の2便で運行いたします。

#### お車でお越しの場合

北陸自動車道 三条燕インターより新潟方面へ車で約15分

巻潟東インターより加茂方面へ車で約15分